

税制改正等に伴う四半期決算への影響 ～実効税率の引き下げによる税効果への影響～

概要

「平成 23 年度税制改正法」及び「復興財源確保法」が平成 23 年 12 月 2 日に公布されています。

適用は平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からですが、12 月期以降の年度決算では、改正後の法人税率を織り込んだ法定実効税率での税効果会計の計算が必要となります。また、**四半期決算においても年度と同様、改正後の法人税率を取り込まなければなりません。**

さらに 3 年間は、復興特別法人税が上乘せとなるため、一時差異解消時期に応じ、段階的な法定実効税率を適用することになります。

本文

税効果会計では、改正税率が決算日までに公布され、将来の適用税率が確定している場合、改正後の税率を適用することとされています（個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針第 18 項）。

そのため、12 月期以降の年度決算では、改正後の法人税率を織り込んだ法定実効税率での税効果会計の計算が必要となります。

また、復興特別法人税が上乘せとなるため、一時差異解消時期に応じ、適用される法定実効税率が異なることを、東京の 12 月期決算会社を例にしてご説明します。

（注）地域によって、地方税率は若干異なります。3 月期決算会社の場合には下記①は、平成 24 年 3 月までと読み替えてください。

①平成 24 年 12 月までに解消される一時差異に適用させる法定実効税率

$$40.69\% = \frac{30\% \times (1 + 20.7\%) + 7.55\%}{1 + 7.55\%} \quad (\text{従来通り})$$

②平成 25 年 1 月 1 日から 27 年 12 月 31 日までに解消される一時差異に適用させる法定実効税率

$$38.01\% = \frac{25.5\% \times (1 + 10\% + 20.7\%) + 7.55\%}{1 + 7.55\%}$$

③平成 25 年 1 月 1 日から 27 年 12 月 31 日までに解消される一時差異に適用させる法定実効税率

$$35.64\% = \frac{25.5\% \times (1 + 20.7\%) + 7.55\%}{1 + 7.55\%}$$

四半期決算でも、年度決算と同様に今回の改正内容を考慮した法定実効税率での税効果会計の計算が必要になります。よって、**公布日である平成 23 年 12 月 2 日以後四半期末を向かえる四半期決算においても、順次、上記のような段階的な法定実効税率が適用されます。**

なお、「改正法人税法等に係る四半期財務諸表における税金費用の取扱い」について、近日中に以下の内容で、企業会計基準委員会から**実務対応報告**が出る見込みです。

- ① 年度決算と同様の方法で税金費用を計算している場合
- ② 四半期特有の会計処理により税金費用を計算している場合
- ③ 適時に一時差異等のスケジューリングを行うことが実務上困難な場合の取扱い